

カート利用約款

(本約款の目的)

第1条 本約款は、戸塚カントリー倶楽部（以下「当倶楽部」）の電磁誘導式車両（以下「カート」という）の利用に関する準則を定め、施設利用者及び従業員の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

(本約款の遵守)

第2条 カートは自動運転（AUTO）で行います。自動運転（AUTO）はリモコンまたはカートにある発進・停止ボタン（またはフットブレーキ）の操作により行います。リモコンはキャディ付きの場合はキャディが所持し、操作はキャディだけが行います。手動運転は（緊急事態などで係員の許可を得た場合を除き）禁止します。カートにある発進・停止ボタンはプレーヤーの方も操作できますが、いずれの場合も、本約款を遵守し、安全な操作によりお願いします。なお、セルフプレーの場合、プレーヤーの代表者様に、カートのリモコンをお預けしますが、リモコンによる操作はカートにある発進・停止ボタン（またはフットブレーキ）で行う操作より殊更安全に配慮し十分な注意をお願いします。また、手動運転は（緊急事態などで係員の許可を得た場合を除き）禁止します。許可なく手動運転をした場合は、本人・同伴プレーヤーはもとより紹介メンバーにも厳しい処分をすることもあります。

(カートの定員)

第3条 カートの乗車定員は5名です。

(操作する際の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する利用者は操作できません。

- (1) カートの操作技術が未熟で、適切に操作ができない方
- (2) 18歳未満の方
- (3) 酩酊、その他の事由により、正常な操作が困難な方

(安全操作義務)

第5条 プレーヤーは、カートの操作にあたり、周囲の状況に応じ、人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないよう次の事項を遵守してください。尚、カートを操作する者は操作開始の際、走行中、停止の際においては、必ずハンドルを持ってください。

(1) 操作開始の際の注意事項

発進する時は、同乗者の着座、カート前後の安全を確認し、自動運転により発進してください。

(2) 走行中の注意事項

- (イ) 走行に際し、走行方法等の標示があるときは、これに従って操作してください。
- (ロ) カートの位置と前後の安全を確認しながら操作してください。

- (ハ) カート道路と管理道路および進入路の交差点は十分に注意してください。
 - (ニ) カートは、カーブ、傾斜路、その他の危険な場所では安全に走行してください。
 - (ホ) カートの先送りは、パッシンググリーン横、停止位置までとし、次のティーイングエリアまでは送らないでください。
 - (ヘ) 操作中は安全第一を考え、脇見等はしないでください。
- (3) 停止の際の注意事項
- (イ) カートが停止すると、自動的にパーキングブレーキが作動します。尚、緊急停止の場合は、フットブレーキを使用してください。
 - (ロ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停止させないでください。

(プレーヤーの注意事項)

第6条 プレーヤーは、カートの利用に際し次の事項を遵守してください。

- (1) 乗車中は身体、衣服、用具等をカートの外に出さないようシートに座り、グリップ、アームレストまたはバーにつかまってください。
- (2) カートは、人や障害物には反応しませんので、前に立ったり、前を歩いたり、直前を横切らないでください。また、後ろに立つ場合は後続のカートに注意してください。
- (3) カートへの乗降りは、完全に停止したことを確認して行ってください。
- (4) 事故防止のため、走行中はスコアの記入を行わないでください。
- (5) プレーヤーは移動中のカートからクラブ等の出し入れは行わないでください。

(利用の中止等)

第7条 プレーヤーに次の事項がある場合には、操作を停止し、カート利用あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

- (1) カートの操作技術が未熟で、適切に操作ができない方
- (2) プレーヤーに本約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき

(事故の場合の連絡)

第8条 プレーヤーは、プレー中の事故またはカート事故もしくはカートが故障した場合には、プレーを中止し、直ちにマスター室に連絡しなければなりません。

(事故の場合の責任等)

第9条 プレーヤーがカートの操作に関し、故意または過失により、事故を起こした場合には、厳しい処分をするとともに、被害者に対し損害等を賠償していただきます。

(附則)

第10条 本約款は令和4年4月1日より施行する。